

※ 本募集は、平成29年度政府予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることにご留意ください。

平成29年度流通促進取組支援事業（目詰まり解消プロジェクト） 募集要領（継続・新規）

1 事業の趣旨、目的

水産物は、「水揚げ量の変動が大きい」「多種類で大小の魚が水揚げされる」「鮮度劣化が激しい」などの特徴がありますが、これらを十分に反映した流通が行われておらず、水揚げされた水産物が定量・定質等の実需者ニーズに合わず流通に乗らない、流通しても「食べやすさ」「鮮度」などが消費者ニーズに合わず十分な量が消費されない、もしくは価値に見合った価格がつかないなど、「国産水産物の流通の目詰まり」（以下「目詰まり」という。）を起こしています。こうした自社のみならず社会的な目詰まりを解消し、国産水産物の流通を促進するための取組である目詰まり解消プロジェクトに対して支援を行うものとします。

2 予算額、助成率

- (1) 平成29年度の助成予算 639,962千円（予定）
- (2) 助成率 1/2以内

3 応募者の要件

(1) 継続事業の場合

平成27年度又は平成28年度において、目詰まり解消プロジェクト助成金の交付決定の通知を受けた目詰まり解消プロジェクト実施者で、目詰まり解消プロジェクト計画の内容を継続する者。

(2) 新規事業の場合

国産水産物流通促進センター（以下「センター」という。）による指導（5参照）を受けた水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体とされています。生産者、流通業者、加工業者、それらの団体に該当しない方は事前にご相談ください。

4 事業の実施期間

交付決定日から平成30年3月31日までとします。

5. 事業内容

助成の対象となる目詰まり解消プロジェクトは、以下の（1）から（4）の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 目詰まり解消の実証を行う取組であること
- (2) 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性を有していること

- (3) 対象魚種の流通の状況、目詰まり解消プロジェクトによる流通量の増加見込み等から実証効果が十分な取組であること
- (4) 継続事業の場合は、平成27年度又は平成28年度において採択を受けた目詰まり解消プロジェクトの計画における「流通の目詰まりの現状・課題・対処方針」の継続であること

また、新規事業の応募に当たっては、センターが別途実施する以下の枠内の指導を受けていることが要件となります。

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」第3の7-1の(2)のアの(イ)の指導（以下抜粋）

(イ) 流通の各段階への指導

水産物の流通の目詰まりの解消に取り組もうとしている者に対し、適時に的確なアドバイス等を行う者を選任し、それらからなる水産物流通促進チームを設置するものとする。

注) 新規事業の応募のために、指導を受けられる期限：平成29年4月14日（金）まで

6 助成対象経費等

5の事業を実施するに際して、以下の(1)から(10)のうち、目詰まり解消プロジェクトに必要と認められる範囲の経費が助成の対象となります。なお、応募に当たっては、事業の実施期間中における必要経費を算出していただきますが、実際に交付される助成金の額は、審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額と一致するものとは限りません。

(1) 水産物の加工のために必要な機器、資材

(水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等)

(2) 水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材

(水産物の選別機器、冷凍・冷蔵機器、検査機器、衛生管理機器、出荷用機器、出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等)

(3) 水産物の買取りに要する借入金の金利

(水産物の買取代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利)

(4) 水産物の販売受託に要する借入金の金利

(水産物の仮払代金の支払いの日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利)

(5) 冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費

(水産物の冷蔵庫等の保管料、冷蔵庫等の入出庫料等)

- (6) 加工経費
(一次加工等に要する経費)
- (7) 運送経費
- (8) 産地市場に設置する放射能測定機器
- (9) 産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費
- (10) 上記(1)から(9)に該当しない経費が必要な方は事前にご相談ください。

7 助成対象としない経費

目詰まり解消プロジェクトの実施に必要な経費であっても、次の経費は助成対象とはしません。

- (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (2) 目詰まり解消プロジェクトの業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費(雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当)
- (3) 目詰まり解消プロジェクトの期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 助成金の交付決定前に支出される経費
- (5) 目詰まり解消プロジェクトの実施に要した経費の支払いを証明できない経費(領収書及び請求書、又はこれに代わるものがないもの)
- (6) 当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額。)
なお、センターからの助成金の交付決定の通知以前に実施した事業は、助成対象とはなりません。

8 事務の流れ等

(1) 目詰まり解消プロジェクト課題提案書の作成・審査・承認等

応募者は、別添様式により目詰まり解消プロジェクト課題提案書(以下「課題提案書」という。)を作成し、提出して下さい。

センターは、9の(1)の提出期限以降に、学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、課題提案書の審査をします。審査結果は、水産庁長官に提出し、承認された場合、その後の必要な手続を経て、助成金の交付決定となります。

なお、事業の開始は助成金の交付決定の通知以後ですのでご注意ください。

(2) 遂行状況の報告

目詰まり解消プロジェクト開始後は、所定の様式によりセンターに事業の遂行状況を報告していただきます。

(3) 助成金の交付等

- ア 助成金は、事業終了後にセンターから交付されます。ただし、目詰まり解消プロジェクトの実施期間中に、必要があれば概算払いをすることもできます。
- イ 助成金の交付をセンターに申請するに当たっては、目詰まり解消プロジェクトが実施されたことを証明する書類及び、助成対象経費の支払いが完了したことを証明する書類の提出が必要となります。
- ウ 計画の変更等により、既に交付を受けた概算払いの金額が規定により算出された金額を上回った場合には、その差額を直ちにセンターに返還しなければなりません。

9 提出期限等

(1) 提出期限

- ①継続事業：平成29年3月10日（金）午後5時必着
②新規事業：平成29年4月28日（金）午後5時必着
※ 採択の結果、助成予算に残額が生じた場合は、追加の募集を行います。

(2) 課題提案書等の提出場所及び事業の内容等に関する問い合わせ先

国産水産物流通促進センター
（構成員）公益財団法人水産物安定供給推進機構
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町28-5
吉元ビル6階
担当者 野路（のじ）、森谷（もりや）
TEL：03-3254-7047

ただし、問い合わせについては、（月）～（金）（祝日を除く。）で、午前9時30分～午後5時30分（正午～午後1時を除く。）とします。

(3) 提出書類及び部数

- ・目詰まり解消プロジェクト課題提案書 2部
※継続事業の場合は別添様式①を、新規事業の場合は別添様式②をお使いください。
 - ・課題提案書の添付資料 1部
 - ・募集前確認シート 1部
- 上記提出書類一式を1つの封筒に入れ、「目詰まり解消プロジェクト課題提案書在中」と封筒の表に朱書きをして提出して下さい。
- なお、提出書類は返却しません。また、機密保持には十分配慮し、審査等に限り使用し、応募者に無断で他の目的には使用しません。
- 提出書類については、審査に必要がある場合、別途提出していただくことがあります。

(4) 提出に当たっての注意事項

- ア 課題提案書に使用する言語は、日本語とします。
- イ 課題提案書の提出は、原則として郵送又は宅配便としますが、やむを得ない場合には、提出場所での窓口受付も可能とします。ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けません。

- ウ 課題提案書を郵送等する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって下さい。
- エ 課題提案書の提出書類は、返却しませんのでご了承願います。
- オ 提出期限までに到着しなかった提出書類は、いかなる理由があろうと無効となります。また、提出書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、本募集要領を熟読のうえ、注意して作成して下さい。
- カ 課題提案書の差し替えは固くお断りいたします。
- キ 応募者の要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- ク 課題提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

10 課題提案書の審査

(1) 事業推進評価委員会の開催

- ア センターは、9の(1)の課題提案書の提出期限経過後、速やかに課題提案書の審査のための委員会(以下「事業推進評価委員会」という。)を開催します(応募の多寡により、書類による審査を実施することがあります)。
- イ 事業推進評価委員会の開催日時、場所等については、開催の1週間前までに応募者に連絡します。
- ウ 応募者には、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書の内容について説明を行っていただきます。
なお、事業推進評価委員会に係る費用は、応募者の負担とします。

(2) 助成金交付候補者の選定等

ア 選定方法

提出された課題提案書について、次の審査基準に基づき、事業推進評価委員会の審査を行い、応募者の中から、目詰まり解消プロジェクト実施者となり得る候補者(以下「助成金交付候補者」という。)を、助成予算の額の範囲内で選定するものとします。

なお、水産加工・流通業者等が学校給食関係者(栄養教諭、学校給食栄養管理者、学校給食会等)と連携して、学校給食向け水産加工品を開発・供給する取組であって、次の審査基準を満たす課題提案書については、助成予算の額のうち

117, 215千円(予定)の範囲内で優先的に選定するものとします。

● 審査基準

1) 事業の内容及び実施方法

- ① 事業の目的、趣旨との整合性
 - ・目詰まり解消の実証を行う取組であるか。
- ② 事業内容の妥当性
 - ・原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性を有しているか。
- ③ 実施方法の妥当性
 - ・対象魚種の流通の状況、目詰まり解消プロジェクトによる流通量の増加見込み等から実証効果が十分な取組であるか。

2) 事業の効果

- ① 事業評価手法の具体性
 - ・流通の目詰まり解消に資する取組となっているか、目標に対する実績の対比と、その要因分析が行われているか、誰が評価し、評価結果を次年度以降に

どう結びつけるか。

② 事業遂行の効率性

- ・人員の配置、支出経費の重複等の無駄がなく、効率的な事業運営となっているか。

3) 事業実施主体の適格性

① 実施体制の適格性

- ・責任者が特定されているか、役割分担は適切か。
- ・事業遂行に当たり応募者に財務上の問題はないか。

② 経理処理能力の適格性

- ・経理担当者の人数、経験年数、他の補助事業の経験、公認会計士・税理士等第三者のチェックがあるか。

③ 交付決定取消の原因となる行為の有無

- ・課題提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業者等において、当該取消の原因となる行為を行っていないか。

(3) 審査結果の通知

センターは、事業推進評価委員会の審査結果を水産庁長官に提出し、承認された場合、助成金交付候補者として選定した者に対しその旨を通知するとともに、それ以外の応募者に対しては、候補とならなかった旨をそれぞれ通知します。

本通知は、助成金交付の候補となったこと（又はならなかったこと）をお知らせするものであり、助成金交付候補者への助成金の交付は、別途、審査結果を踏まえた目詰まり解消プロジェクト計画書の作成、助成金交付申請等の必要な手続きを経て、正式に決定されることとなります。

また、助成金交付候補者の氏名又は名称並びに目詰まり解消プロジェクトの概要は、原則として公開します。

1.1 助成事業者の責務等

助成金の交付決定を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たっては、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

助成事業者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。

(2) 助成金の経理管理

交付を受けた助成金の管理に当たっては、適正化法、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等に基づき、適正に執行する必要があります。

また、助成事業の実施に当たっては、助成事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

(3) フォローアップ

センターは、担当者によるフォローアップを実施し、目詰まり解消プロジェクトの目的が達成されるよう、助成事業者に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行います。

(4) 執行状況調査

センターは、助成事業期間中及び(5)のイの「処分の制限を受ける期間」、事業の進捗状況、成果等に関する調査を行います。(実地調査を含む。)

助成事業者から提出される報告書及び必要に応じて行われるヒアリングに基づき、当該事業が申請内容、助成金の交付決定の内容及び条件に従って確実に実施されていることの確認を行います。

この、調査の結果によっては、助成事業実施期間中であっても、計画の変更を求める、あるいは、助成金の交付を中止することがあります。

(5) 取得財産の管理

この助成事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、助成事業者に帰属します。

また、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア この助成事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、助成事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。(原則として他の用途への使用はできません。)

イ この助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要がある時は、事前に、センターの承認を受けなければなりません。

なお、センターが承認をした当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた助成金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納入させることがあります。

(6) 知的財産権の帰属等

この助成事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権)は、発明者に帰属します。

ただし、この助成事業により得られた特許、実用新案登録、意匠登録を出願又は取得した場合は、センターに報告しなければなりません。(センターは、特許等の取得状況を自由に公表できるものとします。)

また、助成事業実施期間中及び助成事業終了後5年間において、助成事業により得られた知的財産権(知的財産権を受ける権利を含む。)の全部又は一部の譲渡等を行うおとす場合は、事前にセンターと協議しなければなりません。

(7) 事業成果等の報告及び発表

この助成事業により得られた事業成果及び交付を受けた助成金の使用結果については、必要な報告を行わなければなりません。水産庁及びセンターは、報告のあった成果を、無償で活用できるほか、センターが構築したネットワークシステム等で公表できるものとします。

また、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が水産庁及びセンターの見解ではないことを必ず明記し、公表した資料についてはセンターに提出しなければなりません。

(8) その他

- ア その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。
- イ 本事業を複数年の事業として計画した場合であっても、次年度以降の事業が約束されたものではありませんのでご留意下さい。
- ウ 助成金交付候補者として特定された団体であっても、センターからの助成金の交付決定の通知以前に実施した事業は、助成対象とはなりません。
- エ 助成事業完了後の助成金の実績報告の際に、必要に応じセンターの現地調査及び事業の収支に係る関係書類の提出を求めることがあります。
- オ 助成事業者は、当該助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、助成事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管する必要があります。
- カ 取得財産がある場合は、オの帳簿等は、オの規定に関わらず、取得財産の処分制限期間中は整備保管しなければなりません。

別添様式①

平成29年度目詰まり解消プロジェクト課題提案書
(継続事業審査用)

平成 年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

所在地

課題提案者名

代表者役職氏名

印

平成29年度目詰まり解消プロジェクトを実施したいので、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

別添様式①

平成 29 年度目詰まり解消プロジェクト課題提案書(目詰まり解消プロジェクト計画書案)

1 目詰まり解消プロジェクトの実施体制等

(1) 目詰まり解消プロジェクトの実施場所(注意:複数の者で実施する場合は、すべて記載)

名称	
郵便番号、住所	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

(2) 主任担当者(注意:実質的な担当者名を記載)

氏名	
役職	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

(3) 目詰まり解消プロジェクトの連携先(注意:連携先がある場合に記載)

連携先	
連携内容	
連携先担当者氏名	

(4) 目詰まり解消プロジェクトの協力先(注意:協力先がある場合に記載)

協力先	
協力内容	
協力先担当者氏名	
協力先担当者役職	

(5) 経理責任者(注意:助成金の経理事務を行う者を記載)

氏名	
役職	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

(6) 外部委託先(注意:外部への業務委託がある場合に記載)

委託先	
委託内容	
委託を行う理由	
当該委託先の選定理由	
委託金額	

- (7) 当年度における他の補助事業、委託事業への申請状況

事業名、補助金額	
事業概要	

- (8) 過去3年間における補助事業、委託事業の実績

実施年度、事業名	
補助金額	
事業概要	

- (9) 過去における補助事業、委託事業以外の取組状況

実施年度、取組概要	
-----------	--

- (10) 目詰まり解消プロジェクト資金の調達方針（注意：金融機関からの借入や自己資金などの別について記載）

資金の内訳	自己資金:借入金= :
借入金の種類	
借入金の担保予定	

- (11) 経理処理体制（注意：処理の流れ、資金の管理方法等について記載）

- (注) a 経理事務処理に携わる各担当者を記入するとともに、経理事務処理体制、事務の流れ及びそれに係る内部けん制体制について、わかりやすく記入すること。
- b 経理担当者の経理処理に有効な資格の有無、経験年数、研修実績、内部及び外部監査の体制等を記入すること。
- c 上記項目について記入する他、事務処理体制がわかる概念図やフロー図等を記入すること。（別紙可）
- d その他特記すべき内容等があれば記入すること。

- (12) センターによる指導実績

指導年月日	
指導員名	

2 目詰まり解消プロジェクトの内容

- (1) 流通の目詰まりの現状・課題・対処方針

これまでの目詰まり解消プロジェクトの内容、実績及び評価等と本年度の取組概要、本年度実施の必要性

- (注) この目詰まり解消プロジェクトが対象とする水産物について、生産から消費に至る流通の目詰まりの現状、課題及びこの目詰まり解消プロジェクトにおける対処方針を記載したフロー図を添付すること。

(2) 国産水産物の内容

対象水産物名	水揚地	生産水域

(注) 過年度実施計画におけるそれを記載し、拡充等変更ある場合にはそれがわかるように付記すること。

(3) 商品開発・販売戦略等

(注) 過年度実施計画におけるそれを記載し、拡充等変更ある場合にはそれがわかるように付記すること。

(4) 助成対象経費別の取組内容

(注) a 「数量」、「買取数量」、「受託数量」、「予定単価」、「借入期間」、「保管期間」、「加工仕向量」、「製品出来高」及び「運送数量」の欄には、単位も記入すること。

b ①、②、⑧及び⑨の「備考」の欄には、設置予定時期を記入すること。

c 該当の無い項目には「-」を入れること。

①水産物の加工のために必要な機器、資材

ア必要性

イ機器の詳細

取組内容	種類・区分	数量	金額 千円	設置場所	備考
計					

ウ資材の詳細

取組内容	種類・区分	数量	金額 千円	使用場所	備考
計					

②水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材
ア必要性

イ機器の詳細

取組内容	種類・区分	数量	金額 千円	設置場所	備考
計					

ウ資材の詳細

取組内容	種類・区分	数量	金額 千円	使用場所	備考
計					

③水産物の買取りに要する借入金の金利
ア必要性

イ借入金の金利

区分	買取数量	予定単価	年利 %	借入期間	金額 千円	備考
計						

④水産物の販売受託に要する借入金の金利
ア必要性

イ借入金の金利

区分	受託数量	予定単価	年利 %	借入期間	金額 千円	備考
計						

⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費
ア必要性

イ保管経費

区分	買取数量	予定単価	保管期間	金額 千円	備考
計					

⑥加工経費

ア必要性

イ加工経費

区分	加工の内容	加工仕向量	製品出来高	予定単価	金額 千円	備考
計						

⑦運送経費

ア必要性

イ運送経費

区分	運送の内容	運送数量	予定単価	金額 千円	備考
計					

⑧産地市場に設置する放射能測定機器

ア必要性

イ機器の詳細

取組内容	種類・区分	数量	金額 千円	設置場所	備考
計					

⑨産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費

ア必要性

イ改修の詳細

取組内容	金額 千円	備考
計		

⑩その他の経費

ア必要性

イ取組の詳細

取組内容	金額 千円	備考
計		

3 手法、期待される効果

(1) 目詰まり解消プロジェクト実施期間

平成29年承認日（注意：又はそれ以降の日）～平成30年3月31日（注意：又はそれ以前の日）

(2) 現状、達成目標

対象水産物名	現状	目標

(注) 具体的な数値目標及び期間、単位を記入すること。

(3) 手法

①新規性、先進性

(注) 過年度実施計画におけるそれを記載し、拡充等変更ある場合にはそれがわかるように付記すること。

②継続性

(注) 過年度実施計画におけるそれを記載し、拡充等変更ある場合にはそれがわかるように付記すること。

4 経費内訳

(1) 当年度収支予算

①収入

単位：千円

区分	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)
当年度			

②支出

単位：千円

経費	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)	備考
①水産物の加工のために必要な機器、資材				
②水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材				
③水産物の買取りに要する借入金の金利				
④水産物の販売受託に要する借入金の金利				
⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費				
⑥加工経費				
⑦運送経費				
⑧産地市場に設置する放射能測定機器				
⑨産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費				
⑩その他の経費				
合計				

(注) a 備考欄には経費ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

b 実際に収入および支出が見込まれるものを記載すること。

(2) 初年度から5か年間の収支計画

単位：千円

年度	収入 (A)	支出 (B)	収益 (A-B)	備考
初年度(平成 年度)				
2年度(年度)				
3年度(年度)				
4年度(年度)				
5年度(年度)				

5 経営の現況等

(1) 事業概要 (平成 年 月現在)

製造品目(最終製品)	
従業員数(うちパート)	
自社の原材料保管能力	○工場 延べ 設備トン

(注)「製造品目(最終製品)」の欄には、製造、販売する主要な品目を記載すること。

(2) 財務・業績の推移

単位：千円

		年 月期実績 (3期前)	年 月期実績 (2期前)	年 月期実績 (1期前)	年 月期見込 (当期)
財務内容	流動資産				
	固定資産				
	資産計				
	流動負債				
	固定負債				
	負債計				
	純資産(又は自己資本)計				
	借入金総額				
	自己資本修正要因				
業績	売上高				
	売上原価				
	売上総利益				
	営業利益				
	経常利益				
	減価償却費				

(注) 水産業以外の事業があり、部門別会計を設置するなどにより目詰まり解消プロジェクトに関連した業績が明らかである場合には、関連の業績について、同様の表を追加

して記載すること。

(添付資料)

(注) 以下の資料の正本又は写しを添付すること。

- ・経費内訳書（助成対象経費及び収支計画の詳細を示したもの。助成対象経費に係る見積書又はカタログの写しを添付すること。）
- ・組織概要、パンフレット等
- ・定款又はこれにかわるもの
- ・財務状況がわかる資料（直近年度の貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書など）
- ・登記簿抄本又はこれにかわるもの
- ・事業報告書及び事業計画書又はこれらにかわるもの（直近年度のもの）

別添様式②

平成29年度目詰まり解消プロジェクト課題提案書
(新規事業審査用)

平成 年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

所在地

課題提案者名

代表者役職氏名

印

平成29年度目詰まり解消プロジェクトを実施したいので、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

平成 29 年度目詰まり解消プロジェクト課題提案書（目詰まり解消プロジェクト計画書案）

1 目詰まり解消プロジェクトの実施体制等

(1) 目詰まり解消プロジェクトの実施場所 (注意：複数の者で実施する場合は、すべて記載)

名称	
郵便番号、住所	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

(2) 主任担当者 (注意：実質的な担当者名を記載)

氏名	
役職	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

(3) 目詰まり解消プロジェクトの連携先 (注意：連携先がある場合に記載)

連携先	
連携内容	
連携先担当者氏名	
連携先担当者役職	

(4) 目詰まり解消プロジェクトの協力先 (注意：協力先がある場合に記載)

協力先	
協力内容	
協力先担当者氏名	
協力先担当者役職	

(5) 経理責任者 (注意：助成金の経理事務を行う者を記載)

氏名	
役職	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

(6) 外部委託先 (注意：外部への業務委託がある場合に記載)

委託先	
委託内容	
委託を行う理由	
当該委託先の選定理由	
委託金額	

(7) 当年度における他の補助事業、委託事業への申請状況

事業名、補助金額	
事業概要	

(8) 過去3年間における補助事業、委託事業の実績

実施年度、事業名	
補助金額	
事業概要	

(9) 過去における補助事業、委託事業以外の取組状況

実施年度、取組概要	
-----------	--

(10) 目詰まり解消プロジェクト資金の調達方針（注意：金融機関からの借入や自己資金などの別について記載）

資金の内訳	自己資金:借入金= :
借入金の種類	
借入金の担保予定	

(11) 経理処理体制（注意：処理の流れ、資金の管理方法等について記載）

- (注) a 経理事務処理に携わる各担当者を記入するとともに、経理事務処理体制、事務の流れ及びそれに係る内部けん制体制について、わかりやすく記入すること。
- b 経理担当者の経理処理に有効な資格の有無、経験年数、研修実績、内部及び外部監査の体制等を記入すること。
- c 上記項目について記入する他、事務処理体制がわかる概念図やフロー図等を記入すること。（別紙可）
- d その他特記すべき内容等があれば記入すること。

(12) センターによる指導実績

指導年月日	
指導員名	

2 目詰まり解消プロジェクトの内容

(1) 流通の目詰まりの現状・課題・対処方針

(注) この目詰まり解消プロジェクトが対象とする水産物について、生産から消費に至る流通の目詰まりの現状、課題及びこの目詰まり解消プロジェクトにおける対処方針を記載したフロー図を添付すること。

学校給食関係者と連携して、学校給食向け水産加工品を開発・供給する取組の場合は、具体的な連携体制を記入すること。

(2) 国産水産物の内容

対象水産物名	水揚地	生産水域

(3) 商品開発・販売戦略等

(4) 助成対象経費別の取組内容

(注) a 「数量」、「買取数量」、「受託数量」、「予定単価」、「借入期間」、「保管期間」、「加工仕向量」、「製品出来高」及び「運送数量」の欄には、単位も記入すること。

b ①、②、⑧及び⑨の「備考」の欄には、設置予定時期を記入すること。

c 該当の無い項目には「-」を入れること。

①水産物の加工のために必要な機器、資材

ア必要性

イ機器の詳細

取組内容	種類・区分	数量	金額 千円	設置場所	備考
計					

ウ資材の詳細

取組内容	種類・区分	数量	金額 千円	使用場所	備考
計					

②水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材

ア必要性

イ機器の詳細

取組内容	種類・区分	数量	金額 千円	設置場所	備考
計					

ウ資材の詳細

取組内容	種類・区分	数量	金額 千円	使用場所	備考
計					

③水産物の買取りに要する借入金の金利

ア必要性

イ借入金の金利

区分	買取数量	予定単価	年利 %	借入期間	金額 千円	備考
計						

④水産物の販売受託に要する借入金の金利

ア必要性

イ借入金の金利

区分	受託数量	予定単価	年利 %	借入期間	金額 千円	備考
計						

⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費

ア必要性

イ保管経費

区分	買取数量	予定単価	保管期間	金額 千円	備考
計					

⑥加工経費

ア必要性

イ加工経費

区分	加工の内容	加工仕向量	製品出来高	予定単価	金額 千円	備考
計						

⑦運送経費

ア必要性

イ運送経費

区分	運送の内容	運送数量	予定単価	金額 千円	備考
計					

⑧産地市場に設置する放射能測定機器

ア必要性

イ機器の詳細

取組内容	種類・区分	数量	金額 千円	設置場所	備考
計					

⑨産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費

ア必要性

イ改修の詳細

取組内容	金額 千円	備考
計		

⑩その他の経費

ア必要性

イ取組の詳細

取組内容	金額 千円	備考
計		

3 手法、期待される効果

(1) 目詰まり解消プロジェクト実施期間

平成29年承認日（注意：又はそれ以降の日）～平成30年3月31日（注意：又はそれ以前の日）

(2) 現状、達成目標

対象水産物名	現状	目標

(注) 具体的な数値目標及び期間、単位を記入すること。

(3) 手法

①新規性、先進性

②継続性

4 経費内訳

(1) 当年度収支予算

①収入

単位：千円

区分	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)
当年度			

②支出

単位：千円

経費	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)	備考
①水産物の加工のために必要な機器、資材				
②水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材				
③水産物の買取りに要する借入金の金利				
④水産物の販売受託に要する借入金の金利				
⑤冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費				
⑥加工経費				
⑦運送経費				
⑧産地市場に設置する放射能測定機器				
⑨産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費				
⑩その他の経費				
合計				

(注) a 備考欄には経費ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

b 実際に収入および支出が見込まれるものを記載すること。

(2) 初年度から5か年間の収支計画

単位：千円

年度	収入 (A)	支出 (B)	収益 (A-B)	備考
初年度(平成 年度)				
2年度(年度)				
3年度(年度)				
4年度(年度)				
5年度(年度)				

5 経営の現況等

(1) 事業概要 (平成 年 月現在)

製造品目(最終製品)	
従業員数(うちパート)	
自社の原材料保管能力	○工場 延べ 設備トﾝ

(注)「製造品目(最終製品)」の欄には、製造、販売する主要な品目を記載すること。

(2) 財務・業績の推移

単位：千円

		年 月期実績 (3期前)	年 月期実績 (2期前)	年 月期実績 (1期前)	年 月期見込 (当期)
財務内容	流動資産				
	固定資産				
	資産計				
	流動負債				
	固定負債				
	負債計				
	純資産(又は自己資本)計				
	借入金総額				
	自己資本修正要因				
業績	売上高				
	売上原価				
	売上総利益				
	営業利益				
	経常利益				
	減価償却費				

(注) 水産業以外の事業があり、部門別会計を設置するなどにより目詰まり解消プロジェクトに関連した業績が明らかである場合には、関連した業績について同様の表を追加して記載すること。

(添付資料)

(注) 以下の資料の正本又は写しを添付すること。

- ・経費内訳書（助成対象経費及び収支計画の詳細を示したもの。助成対象経費に係る見積書又はカタログの写しを添付すること。）
- ・組織概要、パンフレット等
- ・定款又はこれにかわるもの
- ・財務状況がわかる資料（直近年度の貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書など）
- ・登記簿抄本又はこれにかわるもの
- ・事業報告書及び事業計画書又はこれらにかわるもの（直近年度のもの）

平成 29 年度流通促進取組支援事業募集前確認シート

※ 本シートの以下の質問にご回答いただき、課題提案書とともに同封のうえ、ご提出ください。また、本シートのコピーを作成し、お手元に保管ください。

1 課題提案書を提出される前に以下のことについて今一度ご確認ください。

①応募するための以下の事業要件が、すべて明確に記載されていますか。

(はい いいえ)

- (1) 目詰まり解消の実証を行う取組であること
- (2) 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性を有していること
- (3) 対象魚種の流通の状況、目詰まり解消プロジェクトによる流通量の増加見込み等から実証効果が十分な取組であること

②課題提案書を作成するための以下の3つのポイントは抑えていますか。

(はい いいえ)

- (1) 水揚げされる水産物で困っていることを具体的に分析（現状分析）
- (2) (1)の水産物について、具体的なニーズを把握（消費者ニーズの把握）
- (3) (1)の水産物を(2)のニーズにつなげるための手法を検討・実証方法を作成（実効性のある合理的な取組を設計し、国産水産物の流通量の増加を実証）

③募集要領の7に記載以外の経費として以下の経費が含まれていませんか。

(はい いいえ)

- ・パソコン・タブレット等プロジェクトの目的以外に使用する可能性が高い機器
- ・漁業活動（漁船や漁網等）、提案者自身の経営改善や省人化等が主たる目的の機器
- ・有償レンタルとして使用する機器
- ・助成金の交付決定前に契約又は発注した経費
- ・平成29年4月1日以降に支払いが発生する経費

2 応募要件について【※該当する項目どちらか一方にチェック願います】

 継続事業者

平成27年度又は平成28年度のプロジェクト実施者で、過年度プロジェクトの内容を継続しているかどうか。

 新規申込事業者

申請書提出前に国産水産物流通促進センターによる指導を受けた水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの関係団体か。

3 提出書類について【課題提案書提出前に確認願います】

- 目詰まり解消プロジェクト課題提案書 2部
- 提案者の概要(経費内訳書、組織概要・パンフレット等、定款又はこれにかわるもの、財務状況がわかる資料、登記簿抄本、事業報告書及び事業計画書又はこれらにかわるもの)1部
- 本募集前確認シート
- 課題提案書は、A4サイズとし、ホッチキス・穴あけパンチ・インデックス(見出し)を使用しないこと。

4 その他注意事項【内容確認後チェック願います】

- 課題提案書に基づき審査されますが、採択された場合、関係規程に基づくプロジェクト計画書を提出してもらいます。このプロジェクト計画書の提出にあたっては、事業推進評価委員会での審査結果を踏まえ、課題提案時の内容（機器等）の修正、訂正等を求められることがありますので、必ずしも課題提案の内容すべてが認められるとは限りません。
- 課題提案書の提出期限から審査、採択、計画承認、交付決定等事業開始に至る手続きには、1カ月以上の時間を要します。
- あらかじめ提出されるプロジェクト計画書に記載された内容は、特別な理由がない限り、事業開始後の変更取消はできません。（提出時には、機器、金額、設置場所等十分な精査が求められます。）
- 助成金は助成対象経費の支払いが完了したものについて、精査の上お支払いいたしますので、事業費については、プロジェクト実施者において全額をご用意いただく必要があります。
- プロジェクト実施に要した支払いを証明できない経費(領収書及び請求書、又はこれに代わるものがない経費)は助成対象になりません。
- プロジェクト計画に記載していない機器や独断で購入した機器は対象になりません。

会社名: